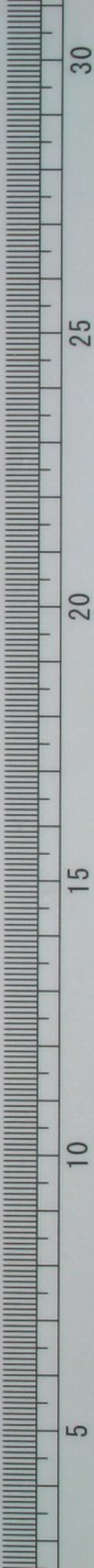


江海風帆草
乾

リ 5
5616
1



冊 1.418
巻

リ 5
5616
巻 1

同 4

江海風帆草序 行

おふにそれ南針のさすに方あり北斗のむかふにと

ころありといへども其淺深をはかす其難易をかう

かへ板札は巨海に船する事を得かたし今この海路紀

は前筑前州牧光之御時船師の総司これか札の中吉田

重昌 忠右衛門といふものあり又宮本重利 新兵衛勝野

清中 喜左衛門有てより 相かたふておもへく

筑前州はいにしへより西國の大府にしてこと更海濱

西北にめぐりつゝなり船を用るの要所なるのみにあ

くす國の守東行の来往はさふなり 台命をかしま

國書刊行會

東京大学蔵

り崎陽の守禦異賊の藩鎮たるも海により船によりて
相役るところなり開化仲哀神功欽明敏達推古天智桓
武~~龜~~山後宇多後陽成本院後光明の正保年中にいたる
まで異敵を伏し異賊をふせ~~く~~等の事をの~~く~~當國に
勝利あり武内宿~~禰~~を置いて異國をおさへ久日王をして
軍をまうけられしも當國に於てせりこれし~~か~~しな~~か~~
く住吉の三はし~~く~~の神志賀の三柱の神香~~箱~~箱崎の神
々おの~~く~~二の國に鎮座まし~~く~~て敵國降伏の冥助
まのあたりなればなり豈いやまひたふとひ~~が~~るべ~~け~~
んや寛~~永~~年中先邦君忠之に台命を下したまふもかし

るいにしために~~り~~れるかやといともかしこし恐れ
みも我~~御~~其船のつかせどりとして其事をおろそか
にすべからずと~~も~~そかに心をおこす事年ありこ~~の~~
湊かしこのとまり浦々嶋々にたつねもとめあめつち
の神代のおごそかなるも~~も~~は~~い~~じめ佛陀薩陀のみあ
とたれし往事あるは歌に詠い詩に吟じたる各~~と~~ころ
ものしふのふるま戦ひの場あやし海士の子あひま
のことわ~~が~~までたふときつたなきをえ~~は~~は~~あ~~つめ
しるすもの三冊西のかた崎陽より筑前怡土のこほり
にいたりひんかしの方同國をか~~の~~こほりより竟に浪

1362

國書刊行會

華にいたり河流を沿て伏見にさよふ其経歴をかきふ
 るに肥前壹岐對馬筑前豊前豊後長門周防安藝伊豫備
 後備中備前讚岐淡路播磨攝津河内山城すべて十九州
 の船路ゆくとしてつまひふかにせずといふ事なし鳴
 呼三士のいさおしすこしきなりとせんや吉田重昌は
 元禄二年二月十日勝野清中は同四年八月十日世を辞しそ
 の子むま子子とみやつかへに急きせらる官本のみこ
 いたいのものにて今の徳徳司につらなり光之の御座船に
 つかふまつる元禄十六みづのとのひつじの春三月
 台命に依て稲垣對守重富及び安藤筑後守萩原近江守

石尾織部等をして長崎に往還せしめたまふ事あり今
 の州牧肥前守細政松平信濃守総総茂西家より大船をよ
 そふてをくりむかへらる稲垣石尾の船は細政より馳
 走すそのつかさとりを宮本うけたまはりて稲垣の船
 に候す公や西國の海路はじめたるゆきしなれば近侍
 これかれをしてところごとくこまやかにたつね問給ふ
 宮本例の一帙をかたへにひそめひききてこたへ申け
 るにある時近侍なにかしくれかしさぐり求めて末卷一
 冊をうはいけ見見するのみならず公にけいし海路多日
 かへしたまはずそのほとにつみに寫しとりたまひぬ

國書刊行會

とかかくて宮本帰りまいりてしかくのよしを光之
 に達す老公聞しめしあやしみて何そは其書也船師の
 のあつむる所さそなりさくつたなかふんかんはせ
 の汗を拭ふに堪ずそれはやくめし出て見そちへよと
 のたふかの塩しみたるしあひほとき侍しにつや
 くまでさかしくあみといのへたる心はへのいみじさ
 よ凡當國にあふんもののみかはこの書なくてやはあ
 るべき今までけいせざりつるのみ罪あることちすと
 かへすく歎みしたまふ宮本はいたくめいほくかう

ふりぬるにつきても吉田勝野とと同じくこのみけし
 きをうけたまはりなばやとうふなくもむべなりかう
 やうにめでさせたまふうへは史官所のものになりて
 久田重賢をして書寫せしめたるこれよりをちつかた
 これを以て證書とし海客船師のみならずちかくもろ
 くのためには國につたへん事をはかれと臣重根に
 命じたまふ宮本又希は我ともかとの蓬窓の底に事
 をかんか見るかまりはさもあれかくかくさせたも
 ふに至ては識者をしてあふためたにし野語卑説のみ
 たりなるをのそき去り給へかすと重根ふたいひ老公

國書刊行會

長崎

海上道程

長崎

木鉢

二里

福田

わ嶋お松か
ふ高嶋か
嶋鉾か
た賀う郎嶋
か嶋や嶋な
嶋沖まか
有に嶋けの
い鼠の嶋

黒崎

大村
神楽嶋有

大坂海路道程

長門

首若松より

下関

二里

豊前

浦

道崎

長府みゆ

長門

五里

にうかいひ聞ふ公のたまはく宮本かうたへそのこと
 はりありといへども今この人の手に見かきこしへ
 たふん金玉よりは其あふかぬあふ玉のありのまゝ塊
 にまじれるこそめでたけれと仰ごとたまへり名つけ
 て江海風帆草といふたい行舟の時によろしきを稱す
 るのみ寶永元甲申のとし冬十一月望日書して以て序
 とす丹墀姓立花氏重根記

國書刊行會

1366

た	平	か	牛	平	沖
す	戸	う	首	戸	嶋
け	あ	ち	五	領	有
里	三	三	里	五	里
瀬	崎	崎	崎	北	嶋
く				木	嶋
ろ				嶋	く
く				有	崎
嶋					
有					

お	七	瀬	大	嶋	沖	嶋	き
も	同	戸	村	嶋	有	に	ひ
だ	同	三	領	三	有	松	け
か	同	里		里		嶋	嶋
						瀬	い
						戸	け
						び	嶋
						ん	有

上	上	そ	室	笠
同	同	同	同	同
が	の	う	住?	戸
庄	関	里	里	里
里	里	里	里	里

大	馬	む	岩	陶	本
同	同	同	同	同	同
巢	嶋	か	屋	崎	山
雲	沖	ふ	里	里	里
	に				
	姫				
	嶋				
	有				

積

1367

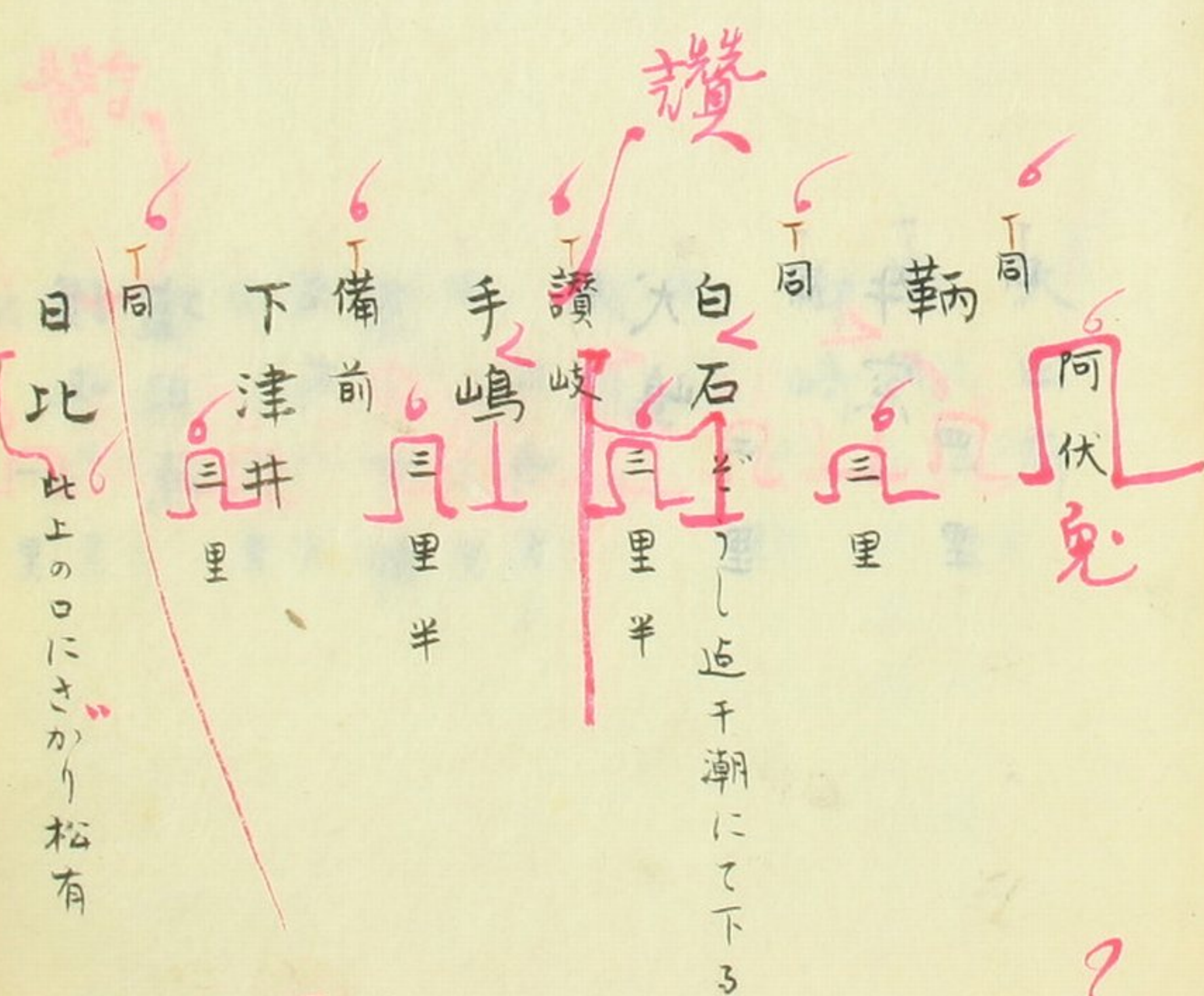
^同福岡 志賀 姫嶋 筑前地沖 神集嶋
 合六十六里 三十一里 三十一里 三十一里 三十一里
 志賀より四里

^同只海 高崎 唐船 横嶋 蒲刈
 一里 一里 一里 一里 一里

^{唐津領}呼子 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領
 沖に 沖に 沖に 沖に 沖に 沖に 沖に 沖に
 呼子 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領 唐津領

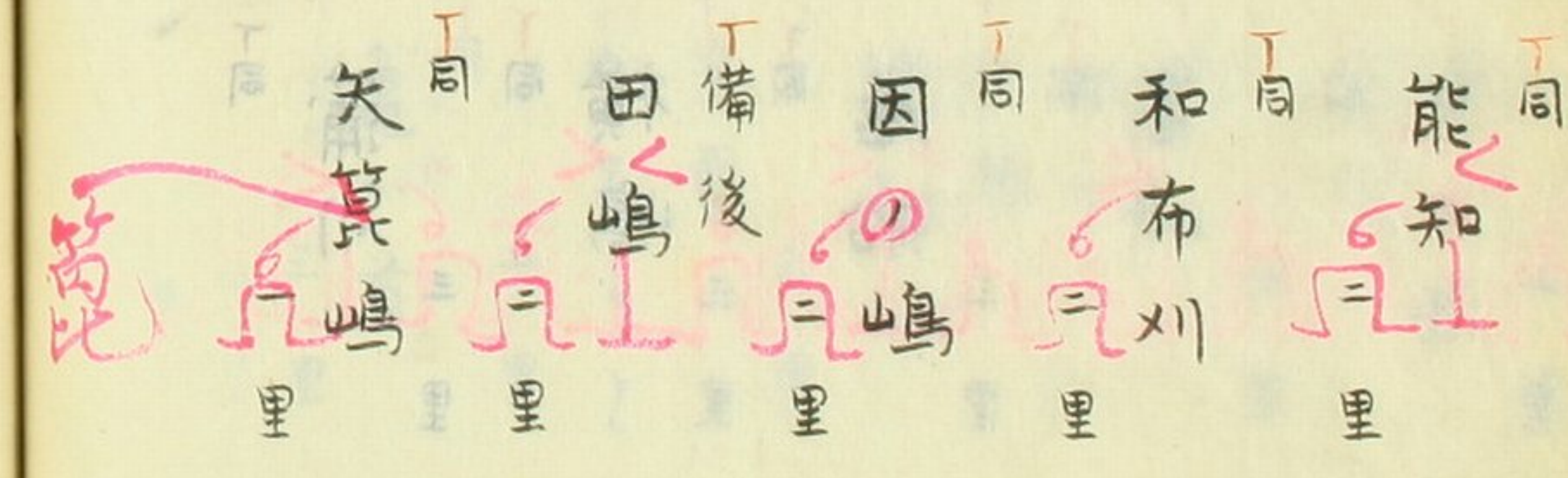
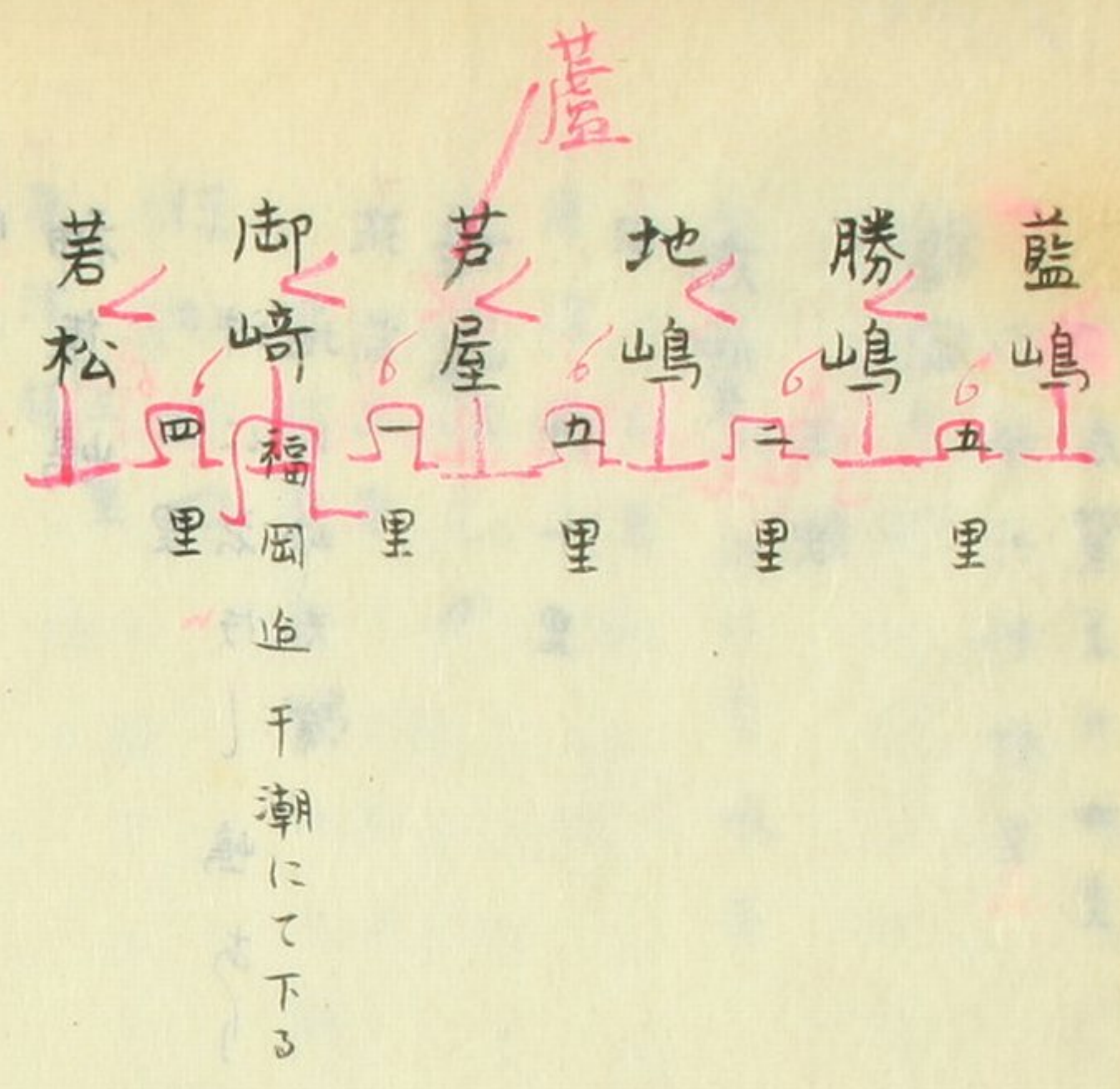
^同龜か首 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
 伊豫 伊豫 伊豫 伊豫 伊豫 伊豫 伊豫 伊豫
 津和 津和 津和 津和 津和 津和 津和 津和
 安藝 安藝 安藝 安藝 安藝 安藝 安藝 安藝
 家室 家室 家室 家室 家室 家室 家室 家室
 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三

1368



212

?



1369

同 高 同 室 同 坂 同 御 播 大
 砂 八 越 崎 州 田
 五 里 八 里 三 里 一 里 三 里 府
 里 里 里 里 里 里

同 牛 同 犬 同 京 備 塩 讚
 窓 嶋 前 田 岐
 四 三 女 原 岐
 里 里 里 郎 里 里
 出 崎 あり

1390

江海風帆草

長崎

三つ

同所天文の北緯は長崎左馬
 と云て春徳寺山に敷郭をかまへ
 小路を立て住定す天村利仙
 一六町には高又高崎の両高野
 全長十八町に敷居ありて
 寺の母を新門の曲道に
 一里道より山崎の香林の麓
 一里道より大坂の香林の麓

川口
 満潮にて川入是より
 石道満潮にて下る

同 西宮 兵庫 攝州 烏崎 明石
 五里 五里 五里 五里 五里

1371

公 谷 4

江海風帆草

長崎

三行

大

一 同所天文の比領主は長崎左馬太夫其子同甚左衛門
 と云て春徳寺山に城郭をかまへ櫻馬場の左右に士
 小路を立て住宅す大村利仙智なり
 一 内町には高木高嶋の両家繁榮して甚左衛門と度々
 合戦す~~れ~~れとも勝負もなかりしに秀吉公の御代に
 ちり甚左衛門は御追放ありしと~~也~~なり
 一 龍造寺山城守隆信の幕下に深~~堀~~堀茂宅といふ者深堀
 に居城して長崎をしたかへむとて度々内町に押寄

綱書刊行

川
 口
 龍
 造
 寺
 山
 城
 守
 隆
 信
 の
 幕
 下
 に
 深
 堀
 茂
 宅
 と
 い
 う
 者
 深
 堀

せ責戦といへとも内町用心堅固にして茂宅不得勝
 利此戦に高木の先祖惣兵衛討死十善寺近邊石灰町
 也場又深堀より船にて押寄る時はふすだといふ軍船
 を長崎に作り置大筒を仕掛深堀方をうち散す茂宅
 カに不及打暮す或夜忍びてふすだ船を深堀方に盗
 取茂宅よろこぶ事不斜内町方にはふすだをとれ
 カを落し倉儀區々なる時に高木勘右衛門申けるは
 定てふすだだ船盗取たる次第佐賀へ注進すべし道筋
 に勢を伏せ使者を搦捕其後の批判可然と申ければ
 いつれも此儀儀に同じ茂木峠田別當といふ大薄原に

勢を伏て相待所に法師一人若黨三人つれて刀の先
 に文箱を掛急行所を四人ともに搦取長崎に帰りさ
 ぶば深堀に使者を立よとて夜前其方より佐賀への
 使者四人共に此方へ召捕候ふすだ船可被返哉無左
 候はい四人ともに成敗可仕由申遣ければ此法師茂
 宅身ちかきものゆへ不便に思ひ夜に入ふすだ船を
 江戸町の下に繫置ぬ其後生捕四人共に深堀に戻す
 世治りふすだだ船は福佐の浦に繫朽はてしとちり夫
 より此所をふすだだと名付るよし

内町中より年寄一人年頭に江戸へ罷上事

附 長崎請地に成事

一秀吉公名護屋御出陣之刻内町年寄為惣代村山等安といふ浪人ものを雇為窺御機嫌献上之品々為持差上る是より今に至るまで白糸五十斤白紗綾九十端縮緬五端まがい糸五十斤毛氈二十五枚指上る然るに等安辨舌才覺のものゆへ関白公御意に應し度々御目見等被仰附其上長崎村在々所々の御代官を奉之長崎に帰り奢彌増し一家の榮花不勝計其比末次平藏といふ者等安は奢を一々に書立長崎を請地に仕度旨言上す是より等安と公事になり上方にて

1373

對決す等安御法度を背し段々不得申分譯子共まで十善寺にて御成敗を被遂それより長崎在々所々銀五十貫目にて請地に被仰附之

日本人渡唐御停止之事

一天文の比は大内義隆の勘合にて令渡唐文録元年より秀吉公御朱印にて渡海致せし處に寛永十二乙亥年より渡唐并に投銀共に御停止也

南蠻船日本初て渡海之事

天文十二癸卯年或曰薩州種子島嶋に南蠻船一艘漂着此時種子嶋の主兵部丞時亮子息織部丞時政鉄炮を

國書刊行會

傳受して今日本に傳る又津田屏太郎天文年中入唐
して傳受屏太郎末流筑前に在津田氏也夫より日本
に廣む此以前文龜元年辛酉秋南蠻國より日本に雖
渡之唯鉄筒のみ有之秘術妙法を不傳是只無益のも
のなりと人更に不用鉄筒徒に朽果しと也
一天文十八己酉年に黒船一艘豊後國臼杵に來時此時
分は邪宗門すゝめたるよし其後肥前國口の津に乗
渡既に潮に卷沈沈れ人とせしを漸乘庚度し大村領の
内横瀬浦に五七年来著平戸へも乗渡夫より福田に
二三年入津元龜元庚午よりはじめて長崎に著津す

かりうた船も此時分より來著したるよし

南蠻船かりうた船日本通用御停止并阿蘭陀

船長崎入津事

一寛永十二丙子年に長崎町人共出嶋を築南蠻人を入
置家賃を取る一箇年に五十五貫目也同十六年より
日本通用御停止重て於今渡海者可被遂御成敗之旨
被仰渡
築嶋壁廻り二百八十六間五尺餘軒数二十五箇所
家賃同前
一寛永十五年にかりうた船日本通用御停止右同前に

被仰渡

一同十六年卯の六月南蠻船三艘来著すといへども御
追帰被成

一同十八年に平戸来著の阿蘭陀船長崎著津被仰附黒
船御追出之跡築嶋に御入被成

一同十三年より十八年の間に日本所々へ著岸の唐船
長崎一箇所に入津被仰附

慶長十四年長崎著岸の黒船有馬修理太夫被
乗捕事

一慶長十四年来朝の黒船可乗捕旨於駿府奉
上意旨

の十二月八日修理太夫長崎下著同九日晝前かびた
んに用事在之間陸へ来候へと使者を立おらるり其時
分は長崎のものとも大形邪宗門にて此事を即刻か
びたんに内通す依之かびたんは不及申岡にありし
加子共不殘船に被乗急黒船の上やね取はしひ帆拵
して其日の暮方地嵐にて乗出す打手の者共驚動小
船に取乗マ々追懸附したふといへども乗捕べき行
にし然處に西風強吹おろし風向ければ高鉾より十
町程沖に繋るされども何の用意もなき事なれば兎
や角と打くらし十一日の夜四五端帆船三艘に焼草

積火を付風上より流し懸るといへとも益なし此

上は城樓船をくみ十三日の晩は是非共に乗捕へし

とて用意とりなる所に十二日の暮方又風なき

地嵐に成黒船走出しけれとも又風向神田の沖に船

留る神田嶋とは陰の尾の沖の依之俄に城樓船をこ

しへ一番に谷川角兵衛林田兵藏油野金左衛門城

樓船に乗て黒船の艦の間に押付る二番に井上藏人

乗船右の**間**の間に押付る三番に結城彌平次同方艦

の間に押付る夫より我もくと乗掛其儘乗込暫く

船中にて相戦ふいまた乗のこしの時黒船より城樓

船にほうの火矢を投かけしに黒船のはらんたの

屋上に打かけ自火にて燃上り薬かめに火入黒船の

艦の間ひいきわれ水船と成十二日の夜亥の刻に沈

む

一此方の船に火矢石矢打かけけれとも玉越て不當

焼手負は多し小船より乗懸たる者は大形城樓船よ

り傳ひて乗る城樓船は十三端帆の塙船を借り二艘

の間當り合さる様に筒木を渡しかくくみ三方押廻

し内は大完外は竹木を當てかくけ付矢倉には厚

板を敷何事も俄事故繩かすけ也橋子打かき乗せけ

國書刊行會

るに橋子は用に不立ちかきは役に立しとなり

討死侍

千五百石

五百石

四百石

結城傳七

佐甲宮内

林田弥六

二百石

百石

百石

久野善左衛門

高岡四郎兵衛

蘆塚茂助

百石

百石

小野市兵衛

馬場右衛門八

右之外五人討死の者ありしよし不知十三人の内七

人は死骸不見此外鎗手負焼手負多し右の黒船を乗

捕れし意趣は慶長の初修理太夫家臣南蠻の海賊に

殺されしとなり因茲かびたん一人可被殺と願給ひ

上意を奉て下されしなり然共右の次第故力に不及

何の方便もなくあやうき事にて被乗捕けりと云々

右之黒船積まる糸巻物代銀二千六百貫目餘

神田の沖に沈しを取揚事

一寛永九申の年長崎の住人好運といふもの沈銀を取

揚べき行をたくみ御奉行榊原飛彈守方へ訴訟申て

赦免を蒙り取揚むとすれども少もあかす同十三

年の春京都の住人水學といふもの此事を傳聞て長

崎に下り好運とかたふひ神田の沖に銘々の船に幕

をはり数日是をあけけるに好運方には少も揚えす

水學方には毎日二十貫目三十貫目取揚けりとたり

1377

國書刊行會

後には双方の加子共及口論ければ銀揚は止め水學
 都合六百貫目餘取あげ上方へ歸る承應三年巳の春
 御奉行黒川與兵衛在勤の時に長崎町寄中拜領三百
 貫目餘取揚る都合千貫目程取揚殘る千六百貫目程
 今海中に沈み有よし神田嶋の前深さ三十三尋立

南蠻人唐船より七十四人乗渡しを西泊す礼
 のはなにて被焼沈事

寛永十七年辰の五月十七日南蠻人日本通用為断唐
 船より乗渡此段即刻江戸へ言上ありし處に為上
 使加賀爪民部少輔野々山新兵衛同六月十四日長崎

下著上意の旨去年南蠻人被追歸之刻重て日本に於
 令渡海は者一々可有御成敗旨被仰出之處今度押て来
 朝之間不殘御成敗可被成候得共此段致歸國申聞す
 るためなれば十三人御助殘る六十一人は被逐御成
 敗之旨被仰渡西坂にをりて鬮取し六十一人打首十
 三人は唐船より帰航す乗来る船は積荷物共にすこ
 れの沖に焼沈給ふ也
 一右の船に積来る銀子六十貫目餘并金子の道具すこ
 れのはなにて沈みあるを寛文三年十月に長崎町年寄共
 拜領銀子四拾五貫目餘取揚之

長崎御番初之事

一寛永十八辛巳年の春二月筑前國へ御奉書を以松平
 筑前守忠之に被仰附^化仲哀神功の遠きむかしよ
 り異賊を^{おさ}押へ其功ある事みな筑前國吉例たる故と
 か^て翌十九年に鍋嶋信濃守勝茂に相番被仰附也大
 城^坂御城にありし石火矢三十挺忠之依^願同年五月に
 御領長崎御番所に被召置

正保四年東朝^議之黒船若及異儀帰帆可致との
 儀にて目神か^り崎の間仕切船^并諸大名衆掛
 場^切事

一正保四年丁亥六月廿四日南蠻船二艘いわふの沖に
 見え候由注進^三廿六日福岡に相聞え筑前守忠之當番
 たるに依て同日早速出船時津へ乗込同所より上陸
 し六月廿八日長崎到着^者なり南蠻船二艘共に^三廿六日
 長崎へ乗込なり

目神か^り崎の間百九十六間

一^三百貳間半^一仕切船大小二十二艘 細川越中守

一^三六十六間半^一同 鍋嶋信濃守

一^三貳拾一間^一同 立花左近将監

一^三拾五間^一同 小笠原信濃守

1379

國書刊行會

内五艘松平筑前守より加勢

一拾五間 同 十艘 寺澤志摩守

材木千五百本 藤繩壹房長二百七十間廻り壹尺五寸 松平筑前守

仕切船の間二百二十間両方凡凡小船為通路三十六

間一方凡十八間宛明

諸大名船撃場之事

一西泊 一番備當番也人数壹万千七百餘 松平筑前守

一戸所 船數城樓船也船買船共凡大小

金鑿谷の事 肥前國嶋原城主 高力攝津守

一祝の浦 人数一千船數三十艘 豫州松山城主 松平隠岐守

一大田尾 人数六千三百船數九十三艘

一目神

一右者仕切船より内に被備

一子隠より 二番備非番也人数一万五千餘 鍋嶋信濃守

一深掘より 船數大小三百六十艘餘 細川越中守

一瀨戸より 人数八千餘船數三百九十六艘 肥前國唐津城主

一高崎迄 長崎にて借船三十艘 寺澤志摩守

一神の嶋 人数三千船數九十艘 筑後國柳川城主

一陰の尾 人数三千八百船數九十三艘 立花左近将監

一香燒 嶋津薩摩守 家臣少々船撃

豊後中津ノ城主

一小笠原信濃守船撃場不分明人数附并船數共不分明

或曰人数千二百八十船數八十艘

國書刊行會

一豊後府内より日根野織部正九州依為御目附被相越
一五嶋淡路守松浦肥前守大村丹後守即刻長崎渡海然
とも何れも在所海邊儀候條為用心被歸候様にと
の儀にて歸國

或曰大村丹後守は長崎町の押として馬込邊在陣と
もいふ

一黒船長二十六間三尺高水際より二間五尺艦舳の高
さ九六七間もあるべし今一艘少は小也

一二艘に乗来る人数四百五拾八人歳四十ほどの者三
人其外は若し黒坊羅すか一人もなし使者はこわの

國持加子は奉公人也

一石火矢数一艘二十挺宛 但是は外へ見えたる分也

一目神か崎仕切船の上には角材木を敷渡し城樓を

上^げ下は馬をも乗渡様にこしへ石火矢を仕掛江

戸よりの御左右を相待處に長崎御奉行中江御奉書

末文曰

一筆令啓達候彼船之儀從南蠻國為使者指渡其上無

異儀湊江入船旁以不及死罪行候之條事穩便仕置歸

帆可被申付候恐々謹言

阿部對馬守

國書刊行會

議

七月十二日

馬場三郎左衛門殿

高力攝津守殿

日根野織部殿

一為上使井上筑後守山崎權八郎七月十二日江戸發足
同日大坂出船同二十八日長崎著

忠之江御奉書來文曰

一筆令啓達候去月二十八日之晚長崎御越之由從高

力攝津守日根野織部正馬場三郎左衛門方注進之通

及上聞候然者彼船為使者渡海其上無異儀漆江入

船旁以不及死罪行候其旨最前長崎奉行中江相達候

彌被得其意松平隱岐守右三人遂相談諸事靜なる様

に仕置可有之旨被仰出候間可被得其意候恐々謹言

七月十二日

松平筑前守殿

右之首尾故八月六日辰之刻黒船二艘共出船申の刻

仕切之外に乘出歸帆依之諸國之勢引取了

阿部豊後守

松平伊豆守

阿部對馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

國書刊行會

1383 321-336

西泊戸所御番所立初之事

一御番所最初寛永十八年には稲佐に船繋して勤番其
 後寛永二十年西泊に御番所并小屋出来正保二年忠
 之當番之年公儀江被相伺戸所にも御番所出来
 一慶安元年黒川與兵衛方に談し西泊戸所定小屋に成
 同二年西泊定小屋出来同四年冬より戸所普請取か
 たり同五年成就

西泊小屋軒数

一御石火矢倉 二間半九間
 一御藥倉 二間三間

一御藥倉番所 壹間四方
 一御番頭小屋 三間十三間かき也有
 一番頭下小屋 二間半七間
 一鉄炮大頭小屋 二間半十一間かき也有
 一足輕頭小屋 二間半八間宛五軒
 一表木戸番所 二間三間
 一裏木戸番所 一間半四方
 一遠見所 二間三間
 一御石火矢臺三箇所の木屋掛道具入御倉二間八間

圖書刊行會

1384

一水主小屋

戸所小屋軒数

一軒
合棟数三十軒

一御石火夫倉

二間半九間三尺

一御藥倉

二間三間三尺六間庇

一御藥倉番所

一間四方

一御番頭小屋

三間十三間カキアリ

一番頭下小屋

二間半七間半三間の庇アリ

一馬廻頭小屋

二間半九間

一足輕頭小屋

二間半八間カキアリ四軒

一足輕小屋五軒

二間八間下の段四軒

一表木戸番所

一間二間

一裏木戸番所

二間三間

一遠見番所

二間三間

一水主小屋

一軒

長崎間番役之士相詰事

筑前 肥前 肥後 不斷相詰

長門 小倉 薩摩 嶋原

唐津 平戸 大村 五嶋

對馬

右九ヶ所は六月より九月中相詰

國書刊行會

國書刊行會

の事なれは壹岐守の船たるへし残る五艘は寺澤氏

御船とちる帆の紋片輪車なり伊駒壹岐守没落の後

人一人も乗らず漂著す依之長崎へ引寄也公儀の

飛弾守寛永十三子年長崎下向之刻瀬戸内にて彼船

関船は寺澤兵庫頭上り船右之内四十六丁立は榊原

調置よしちやん細は阿蘭陀人正保六年に替上る御

右細碇は正保四年黒船来朝之節仕切細不足附而被

一ちやん細 壹房

一加賀草細 五百房

一鉄碇 五百頭

國書刊行會

國書刊行會

一江戸町の沖に詰る番船九月朔日より四月晦日まで

細川越中守早船二艘 但四十挺立二十挺立

一五月朔日より八月晦日迄松平主殿頭方より二十挺

立壹艘相詰

馬込御船倉之事

附御船数并細碇之事

一五軒は 八軒に十三軒より 御船倉

一九艘は 四十二丁 四十六丁 五十八丁 立 御関船

一壹軒は 四間七間 御船道具入土藏

の船也東京作は慶安元年馬場三郎左衛門方作せるせり

一寛文九酉の年牛込忠左衛門在勤の節唐船作りの御船一艘作せりる嶋屋市兵衛といふもの船頭して無人嶋へ乗渡嶋の竹木等剪採帰帆延寶九酉の年解船舞になる御船材木は于今かこひあり

石火矢臺の事

一承應二年より明暦元年春に至長崎七ヶ所箇の石火矢

臺松浦肥前守鎮信被仰附築之

西泊の方 同 目神 同 かし崎 戸町方 白崎

戸町方 高鋒上 長刀 同 陰の尾 以上七ヶ所箇

唐僧来朝之事

承應三年の七月四日の隱元来朝より福州臨濟派臨濟禪師

一明暦元末の七月九日木菴来朝 同三十三世

一同三酉の二月十六日の即兆来朝 同三十四世

一慧林 高泉 千凱

右三僧も宇治黄檗山住侶隱元より相續故記之此外

にも唐僧来朝有之といへとも略之

一心越の是は曹洞宗也洞山禪師より三十五世也洞宗の

和尚日本に来る人多東陵東明此東阜心越和尚三

1386

1387

人なり心越後年水戸光圀御招待にて水戸へ被行
崇福寺といへる御菩提寺に被居如法有徳の人なり

長崎大火事之事

一寛文三壬卯三月八日下筑後町より出火火本は樋口
惣右衛門といふもの狂氣して自家に火を附る八日
巳の中刻より翌九日巳の刻に至て火鎮御奉行屋鋪
両所共に類焼す御奉行嶋田久太郎は松平丹後守光
茂屋鋪移るゝなり依之御作事松浦肥前守鎮信御
手傳被仰付長崎町中に銀子二千貫目公儀より拜
借被仰付之

鋪

一延寶六戊午年七月十七日外浦より火事出来西御奉
行屋敷并江戸町通半焼失御奉行屋敷翌未の年御作

事有之長崎銀之内にて被仰付之

一元禄十一戊寅年四月十日朝七つ半時分御奉行諏

訪下総守役屋敷より出火不殘焼失す但長屋少殘る

類火はなし

一同年四月二十二日晚後興膳町末須本屋敷より火

事出来同日申之刻かは嶋町にて火鎮町数二十三町

程焼失松平肥前守細川越中守松浦壹岐守大村因幡

守屋鋪斗類焼す

阿蘭陀船自火にて燒事

一寛文五巳の五月二十四日阿蘭陀一番船荷改之刻自
 火を出す火烟の中より揚帆して稻佐に心ざしては
 する玉葉込たる石火矢有之に付て人なき方を心ざ
 したるよし燒殘の濡糸五万五千三百八十斤あり是
 を洗度よしをねかひ壹斤四分つゝにて洗
 合洗賃銀二十二貫百六十二匁
 右之外肝煎の者に樽代銀五貫目遣す但かひたん出
 す

朝鮮に渡武具者共御成敗之事

一寛文七年未の夏朝鮮に武具渡の徒黨あはれ博
 多伊藤小左衛門等同冬御成敗長崎御奉行河野權右
 衛門在役の時なり

尾州之廻船漂流之事

一寛文十年尾州の廻船十一人乗異國へ漂流彼地より
 藤かふけに小船を作り十一人ともに同年八月長崎
 へかへる即刻籠舎申分立御赦免ありて尾州に歸る
 免けれず船末朝之事

一延寶元年癸巳五月廿五日免けれず船日本通用為斷
 末朝江戸被相伺御免不被成向後不可渡海之旨被

1388

仰渡七月二十日歸帆無別條事之間諸事穩便可然之
 由長崎奉行衆指圖付て筑前の人數雖為支度不被差
 越西御番所番人交代之時節故西番人數暫在勤なり
 此時自然御用之為密に大船十艘石火矢を仕かけ祝
 の浦すいれのはなに備る是又御奉行所へ被談也此
 時當番右衛門佐光之長崎御奉行岡野孫九郎なり
 一名けれす船乗組人數八十六人

南蠻より日本人送來事

一貞享二年乙丑六月二日南蠻船一艘長崎入津御奉行

川口源左衛門在勢なり右の船勢州神社村の者十二
 人阿媽港へ令漂著候て送來るなり南蠻人四十七人
 船中被相改兵具商買物等も無之なり
 一右衛門佐光之當番たるに依て右の到來福岡へ相聞
 え長崎為見舞被罷越松平丹後守光茂も被相越於長
 崎對談なり南蠻船歸路~~を~~為糧米計被下八月朔日出
 湊歸帆す
 ばたに人船一艘來事
 一日向國漂着伊東出雲守祐實より長崎へ送る延寶
 七年六月十七日長崎著阿蘭陀通詞唐人通詞を以て

1389

雖問之言語不通ばタンノと云のみ也一向の下賤也
り十八人の内十二人追々病死六人殘其年九月十
九日阿蘭陀歸帆の船に便して被送戻木綿著物一つ
宛并糧米被下之

長崎町年寄高木彦右衛門下人喧嘩之事

一元禄十三^年庚辰十二月十九日松平信濃守綱茂内鍋
嶋官左衛門か家人深堀三右衛門柴原武右衛門とい
ふもの長崎町にて高木彦右衛門下人と喧嘩に及彦
右衛門下人の方大勢なりしゆへ右の両人仕をくれ
候よし其意趣に付て同夜半官左衛門か家来五十人

程いひ合彦右衛門か宅へ^未明に仕込彦右衛門を即
時に殺害し其外家人等都合七人を殺す其後深堀三
右衛門は彦右衛門か玄関にて早速切腹し柴原武右
は彦右衛門か屋敷前橋の上にて彦右衛門を打果し
只今致切腹候町人とも見物仕候へとよばはつて則
切腹せし^となり依之彦右衛門家来喧嘩張本人七人
御奉行^{近藤備中守}より被仰附籠舎官左衛門か家来
は西泊番頭千葉教馬へ御預けにて浦五嶋町官左衛
門屋敷に召籠置也
一右之趣江戸へ御奉行所より言上有之翌巳の春御裁

判在之

彦右衛門 悴彦八郎其場所出合不申 設不届之由被

仰出長崎五里四方御追放家財 所京江戸大坂居

住御制禁也同人妻は高木作太夫へ被遣彦右衛門

後家は一家之者へ被遣之

彦右衛門家来八人籠屋にて死罪

官左衛門家来十九人之内

丁九人五嶋へ流罪

丁十人打首

右通江戸より御下知に依て御裁判相濟なり

尺本

長崎御奉行初の事

寺澤志摩守

文政の比より慶長

小笠原一巻

慶長七年四月

寛永五巳の歳可り同九申の歳迄

竹中采女正 二万五千石 二萬五千石

曾我又左衛門 此年より御奉行二人成

今村傳四郎

寛永十一年より同十五年迄被勤之

柳原飛彈守 五騎同心五十人宛

判在之

彦右衛門忤彦八郎其場所出合不申設不届^之由被

仰出長崎五里四方御追放家財^大所京江戸大坂居

住御制禁也同人妻は高木作^大夫へ被遣彦右衛門

後家は一家^之者へ被遣之

彦右衛門家来八人^作籠屋にて死罪

官左衛門家来十九人^{之内}

丁九人五嶋へ流罪

丁十人打首

右^之通江戸より御下知に依て御裁判相濟なり

長崎御奉行初^之事

文祿の比^{より}慶長七寅の年迄十一年

寺澤志摩守^出

慶長七年^{より}同十一年迄四年

小笠原一菴^出

御代官慶長十年^{より}同十九年迄十年

長谷川左兵衛^出

同元和元卯歳^{より}寛永二五年迄十一年

長谷川權六^出

寛永二寅の歳^{より}同五辰の歳迄

水野河内守^出

寛永五巳の歳^{より}同九申の歳迄五年

竹中采女正^出

寛永九^{より}同十五年迄

曾我又左衛門^出

此年^{より}御奉行二人^成

今村傳四郎^出

寛永十一年^{より}同十五年迄被勤之

榊原飛彈守^出

寛永十一年^{より}同十五年迄被勤之

寛永十一年

一 神尾内記
内記
翌年役替

一 神原飛彈守
寛永十二年一月被勤之

一 仙石大和守

一 榊原飛彈守
寛永十三年

一 馬場三郎左衛門

一 馬場三郎左衛門
寛永十六年一月被勤之

一 大河内善兵衛
新

一 馬場三郎左衛門
寛永十七年三月被勤之

一 柘植平右衛門

一 山崎權八郎
寛永二十年
慶安三年八月被勤之

一 馬場三郎左衛門
寛永十三年
慶安四年八月被勤之

一 黒川與兵衛
承應元年
万治二年八月勤役

一 甲斐庄喜右衛門

一 黒川與兵衛
万治二年

一 妻木彦右衛門
慶安四年
寛文四年八月勤役

一 黒川與兵衛

一 嶋田久太郎
寛文二年
同五年追勤役

一 嶋田久太郎
寛文五年
同五年追勤役

一 稲野七郎右衛門
寛文五年
秋下向翌六年二月十七日於長崎死去

一下曾根三十郎

七郎右衛門死去の砌、其後筑後
の戸田伊賀守被相越、其後筑後
久留米の御目附三十郎四月
引渡三十郎は久留米に歸り、
長崎へ罷越、松平甚三郎方

寛文六年下向千の歳

一松平甚三郎

此兩人より五百石宛、却加増
并與力五人増以上十人、成
唐人阿蘭陀の礼銀、此時

河野權右衛門

寛文六年、同十二年迄

一河野權右衛門

一牛込忠左衛門

寛文十一年、延寶七年迄

一岡野孫九郎

寛文十一年、延寶九年迄

一牛込忠左衛門

一川口源左衛門

後攝津守改之、從是以後受領号
也

一川口源左衛門

延寶九年、貞享三年迄被勤之、同冬役儀御免

一宮城監物

一大澤左兵衛

此時、御奉行三人、成兩人宛在
勤也

一山岡對馬守

一宮城越前守

一近藤備中守

元禄七年正月十一日被仰付川口攝津守跡、同十四年迄被勤之

元禄八乙亥二月五日被仰付山岡對馬守跡役同十五年追被勤之

一 丹羽遠江守 元禄九丙子三月二十八日被仰付宮城越前守跡役同秋長崎下向

一 諏訪下総守 元禄十一年秋被召歸役儀被召放

一 大嶋雲八 元禄十二年卯六月二十八日被仰付同十六年追被勤之 此時御奉行四人成西代也同時座席

一 林藤五郎 同年同月被仰付同十六年追被勤之 江戸町御奉行之跡に被仰付

一 永井采女 元禄十五年壬午正月十一日被仰付近藤備中守跡役

一 別所孫右衛門 同年十月十五日被仰付丹羽遠江守跡役

一 石尾織部 元禄十六癸未七月二十八日被仰付大嶋伊勢守跡役

一 佐久間安藝守 同年十一月十五日被仰付林土佐守跡役

福佐

一 福佐には往昔福佐治部之丞同新五同九郎といふも

の位才義満將軍九州退治の著到にも見えたり又太

宰少貳嘉頼より福佐九郎に置したる状去る家にあ

り文曰

其所永々滯留心入之段祝著に長崎西嶋以

下之事如申談候計可被申候尚巨勢左馬之助

江申候間不能詳候恐々謹言

九月三日

太宰少貳判

福佐九郎殿

1394

一いなきの脇にふすたといふ所有委細は別段に記
身投石

一正保四年來朝の黒船此沖に二艘とも繋る

神樂嶋

一かく嶋の地方にしきみ疇刈といふ所有間の白濱
を舞濱といふ昔年しきみあせかり^{そつか}浦の男女此濱
に出て神舞をしたり夫より沖の嶋を神樂嶋と名附
るよし又かく嶋に隼の巢くふ所あり

相撲石

一沖のすまふ地のすまふとて二つ有地のすまふ高さ

凡二十間もあるへし廻りも同前地の相撲のいた
きに大木のみかんあり熟して落けるにそみかんと
は知れる俗に唐のすまふ日本のすまふと云

池嶋相撲石より西沖に有

一池嶋の廻り一里に不足嶋の峯に池あり深さ七尋長
百八十間横百二十二間水は少塩はゆし白濁びうな
きなど澤山也

瀬戸沖に相嶋有春は鯨つき居る嶋也

一前の松山をば下嶋といふ本名は焼嶋といふ是を天
下嶋と云侍^侍る事は往昔は瀬戸浦^浦富人あり近浦近

1395

郷よりうやまふ事不可勝計いかなる故か狂氣もの
となりやけ嶋に渡り我は近きうち天下の主と成
候といきおひまうにのしる元来おろかなる漁父
さもあるべしとて酒者を持はこひて是を賞する事
不大形方はたして狂人は此嶋にてむなく成ければ
天下嶋といひ傳へ侍るよし俗説なれと所の言傳へ
を記すのみ

三年か浦

一三年か浦は岨曲自然にして五町程の入海也往昔此
おくに唐船三年か間かくれりて知れる人もなかり

しよし夫より三年か浦といふ同じなふひに唐人か
水とて有右のかれ船此所より水を取たるよし俗
にたうしか水といふ能水所なり少の風には舟か
りもよし

七ツ釜

一此所も深き入海にて景地すぐれたり替る云傳も不
聞

冬霧

一此所もかはる言傳ことなし

面高

一面高人家の前に入て無双雙の湊なり古城跡あり城主
不知

相神浦 あいの浦 面高より二里餘北の入隅也常に船繋

一此所一里餘の入海也相浦の入口に大嶋といふ所あり
り同じなふひにしつ浦とて有信田小太郎を尋ふ
るゝあね君の道の記に相の浦しつつの里とあるは此
所也俗にしつ津といふ大嶋といふに信田殿屋敷と
て廣きやしき跡あと有

一右の大嶋には文祿の比一部式部といふもの居城し
て九嶋の主たりしよし其後大嶋に名字を改て筑前

に出て吉田氏の家に仕ふ

一相神の上の高き松山を正觀岳といふ魔所のよし
九嶋内

一此所は九十九嶋有といふ九十を略して九嶋といふ
凡嶋数三十八さ左も有べしかぞへ知る事不能

或曰松嶋嚴嶋天の橋立は日本三景といへとも九嶋
内三里の風景おさくおとるべかかず誠に都近き
程なふは和歌にも稱せらるべき所なるを也

河内

一此時往昔は阿蘭陀船著し所といふ此上の高山を安

満岳といふ是平戸嶋第一の高山也妙理權現おはし
ます養老元年に越前の泰澄法師加賀の白山を踏分
同二年に此山をも踏分給ふと也泰澄法師の傳くは
しくは元享亨釋書に見えたり

田平

一田平とはうへの在郷をいふ海邊の人家は日の浦と
云

一此所は應安の比より天文の時代まで松浦の家臣田
平豊後といふもの居城したるよし

一此所に彌勒寺といふ禪院有信田の小太郎のこしか

け給ふ石とて庭前にこけむしたる石あり彼あね君
の道の記に田平彌勒寺と有は此所なり

一日の浦の渡とて平戸の十境の内也

日浦渡

古渡頭邊寂寞濱

艤舟日々待來賓

暫時客借篙師力

此岸人為彼岸人

平戸

一平戸の城は正保元年に今の所に立道るよし古城跡
を白濱町といふ

一同所松浦氏代々領

1399

松浦肥前守鎮信

天正十七年刑部卿法印に任文禄元年より秀吉公朝

鮮征伐の時先陣に赴き壹岐國に出船朝鮮に渡海せ

し軍功を盡し其後七年彼國に住し其勇名

顯秀吉公薨御在り後帰朝慶長五年石田三成が謀

叛の時御當家に通じ忠節を勵り同十九年死去法名

源長号 松浦肥前守久信從五位下

松浦肥前守久信從五位下

刑部卿法印に相共高麗に趣き粉骨を盡し戦功あり

其後帰朝し父法印に先達に死去法名常安号あり

一高六万三千石 松浦壹岐守隆信從五位下

慶長十九年祖父法印の家督を継ぎ御當家御治世以

後の差出に高也寛永十四年死去

一高六万石餘 松浦肥前守鎮信從五位下

寛永十四年家督相續本知之内千五百石松浦伊右衛

門に配分元禄二年依願隱居

一高六万石餘 松浦壹岐守任從五位下

元禄二年家督相續外に新田一万石弟松浦織部に配

分

一同所に阿蘭陀船著岸の初不分明或曰天文十八年初

て著岸したるよし又慶長十六年ともいふ平戸に入
右のはなの番所阿蘭陀住宅の跡なり寛永十八巳の
年より長崎著津

一平戸嶋南のはな牛くび沖より西に見ゆる高山をし
いき山といふ建治三年蒙古使者杜世忠を日本にて
殺す意趣にや蒙古の大將阿剌罕范文虎忻都洪茶丘
四人^萬を率^卒て六萬艘の兵船に乗て同四年七月
に肥前國平壺^壺に著夫より五龍山にうつる阿剌罕は
路次にて病にかゝれり同八月朔日大風吹て蒙古の
兵船悉く破損す四人の大將は熊船に乗て行方不知

1400
十^萬の軍勢は五龍山の下に漂ひ兵糧なくして飲食
せざる事三日然るに張百戸といふものを物頭に仕
立船を造りおへんとすかゝる所に同月七日日本の
兵共押寄せ相戦ふ蒙古打負て討るゝ者多し残れる
三^萬人を生捕て八角嶋にて切殺すはかたは筑前博
多なり五龍山は一説筑前國しいき山の事といへり
されは世にもいこくりとておそろしき事にいひ
なほはすは蒙古國裏といふ事なるべしと王代記に
も見えたり此度大風諸神の冥助なりとて伊勢の風
の社を風の宮とあかめふる我國の神風蒙古の船を

吹破るといふは此時の事なりと云々

一平戸の前の嶋を黒子島といふ平戸十境の内也

蒲田

一同所前の嶋を阿蘭陀嶋といふ文禄の比阿蘭陀船著

たるよし夫より名付る本名は横嶋と云

美来屋 みくろや 美久里屋又は御来屋共書

一同所常に船掛する所を御来屋の星賀といふはな

山を竹崎山又は城山ともいふ古城山也永禄の末天

文までは美来屋丹後と云者居城したるよし

高嶋

一高嶋といふはみくりや内を口の星賀に出れば左の

方の嶋の惣名をいふ殿の浦といふ湊のはなの山は

古城山なり城主不知

今萬里

一今萬里には御来屋より海陸七里あり

一同所四山は神山といふが本山也今萬里の海邊より

神山まで行程三里家数千五百軒程あり其外とし木

南川原一の瀬黒仁田大保廣瀬などいふ四山有上

手の焼物はとし木南川原と云より焼出す

一今萬里當初は松浦の領分なりしに永禄十一年の夏

肥前國龍造寺隆信勢强大成に附て同國松浦民部大
 輔を旗下にせんとして人数を卒て平戸にむかふ松浦
 大子におどろき大友宗麟に加勢を乞^依て大友より
 畑尾張守筑前の小田部大鶴を加勢として平戸に遣
 す龍造寺隆信は是を聞加勢の来ふぬ先に責落すへ
 して同年四月二十九日に松浦か領分に働入る松
 浦も今^萬里まで打出て合戦す然處に畑尾張守俄に
 志を變じて龍造寺に一身^味す依之松浦忽に打負て小
 船に乗平戸に引取る龍造寺は平戸の迫戸渡船なく
 て續て追もせず其後大村新八入道利仙をしたか

又筑前怡土郡に責入原田と鹿家峠にて合戦高祖に
 追込爰を捨て又平戸にむかふ此時松浦隆参して今
 萬里千町を出し旗下となりしよし

杉の浦

杉の浦の江のほしかより海陸三里御末屋より海上
 七里陸路十里餘^難所なり松浦氏江戸参勤の時^{小倉}
 より上陸の節は必此所より御末屋へ渡海也

口の星浦

一同所は無雙の湊なり^替るいひ傳もなし

假屋 又刈屋^共書

一 かり屋は一里餘の入海なり湊よし

斑島

假屋星賀の沖の嶋を云名所也馬渡嶋といふも云今は牧あり依之馬渡嶋といふと云へり名寄には斑と書て壹岐の嶋の名所の部に入也

あまの刈みるめの浦に白雪の

またふ嶋にも降かゝる哉

海松布の浦壹岐の嶋の名所なり

満汐のながれひるまをあひかたみ見るめの浦

によるをこそまてと清原深養父がよみし所也

名護屋

一名護屋の境地は自然の好景なり百町あまり海水の

ぐりて四方の風にも波静にして深き事底なきに似

たり秀吉公なごや名護屋御在陣の時唐人見物し嘉陵嘉陵三百

里の山水には不足なりといへとも瀟湘十里の風景

には事足りと通辞のものにいへりとそ

重疊青山湖水長

無邊緑樹顯新粧

遠来日本傳明詔

遙出大唐報聖光

水碧沙平迎日影

雨微煙暗送斜陽

回頭千態皆湘景

不覺斯身在異郷

又

1403

杳施輶車來日東

聖君恩重配天公

遍朝萬國播恩化

悉撫四夷助毛忠

名護風光驚旅眼

肥州絕境慰衰躬

洞庭何及此清景

空使詩人吟策窮

丁又

一奉皇恩撫八紘

忽蒙聖諭九夷清

晴光湧景靈蹤聚

山勢抱口煙浪輕

處境奇踪難鬪靡

揚州風物寧堪爭

扶桑聞說有仙嶋

斯處定知蓬又瀛

一秀吉公の御陣所の後常に旅人見ること禁制也

一秀吉公の御召船は日本丸といひたるよし日本一の

大船といひ関白の御召船と云旁以日本丸と名付た

るよし或曰日本丸は四十六挺立なりといふ又曰あ

たけ作りの四十六挺立なれば今時の五百石積の荷

船ほともありしよし其時代は二百石以上の大船は

一圓になし依之日本一の大船といひたるよし

呼子 名護屋呼子の間海上半里 陸路二里餘

一日本一のみなとなり上下の船東西の風に出帆する

に何の湊よりもすぐれたり

一名寄に未勘國の部に呼子山と有若此所に也

野々宮千首

名に立る呼子の山のよふこ鳥

明教法師

はや啼出ぬ春来りとして

壁嶋 呼子名護屋の前の嶋を云

一同嶋の東のはなに田嶋大明神おはします是松浦小

夜姫の神社なり同嶋高く内百石御朱印にて小夜姫

の神社に御寄附同所に小夜姫とて女のきぬをかつ

きたる様なる石ありひれ振山同嶺此嶋のいたい

の事といへり

松浦小夜姫とは 万葉曰天平二年七月十一日筑前

國司山上憶良謹上 大伴佐提比古郎子持被朝命奉使

二字下

藩國言艤棹赴蒼海波也松浦佐用嬪面嗟此別易歎波

會黯然銷魂望遠脱領中望摩之傍者莫不流涕肝因号此山曰

領中摩之山云々

或曰小夜姫の神社は唐津の鏡の宮をいふ也灯庵主

袖下集に松浦佐夜姫といふ左手彦大臣を其時の帝

唐土に御使に遣し侍けるに都よりさよ姫をもちこ

しまでつれゆかんとて供しけるに如何おもひけん

すて行ければさよ姫むなく止り船の見ゆる程は

戀こかれけれともかひなく高き山にのほり袖にて

まねく船かくれし後はそのまゝ石となりぬ佐夜姫

1905

國書刊行會

なく泪紅になか
る此石のかたち
女のきぬをか
つぎて臥たる
軀也手彦三と
せ過てかへり
佐夜姫を神に
祝ふ此所を鏡
の里といへは
鏡の神かこみ
山といふなり
しかあれば佐
夜姫の神社は
鏡の宮に極る
へしされとも
紹巴老人の匠
材集宗祇法師
の名所方角抄
に鏡の宮は太
宰大貳とあり
又河海抄古老
の傳に云

二葉下

藤原宇合一男
廣繼叛於西府
於是勅大野東
人為大將軍率
官兵討之時廣
繼不利自拔刀
刺頭飛升空蹶
殺官軍其靈化
為赤鏡見者多
死今肥前國鏡
明神是也又神

二葉下

社考風土記曰
昔者氣長足姬
尊在松浦遙覽
國形而勅祈曰
天地神祇為我
助福乃用御鏡
安置此所其鏡
化為石而在山
故名曰鏡宮氣長足姬神功后皇也
又諸社一覽鏡
宮事神社考同

とかく小夜姫
の神社は壁嶋
の田嶋大明神
に極りひれ振
山もかべしま
也たしかなら
ずは御朱印に
て石の地御寄
附可被成様な
しと田嶋の社
司の言傳か
蟬續拾遺の羽の
衣に秋をまつ
ふかた定家

松浦川に音た
かしさよ姫の
ひれ振山のく
れそ涼しき
中務親王
宗尊

ひれふる山の五月雨の空
木の間よりひれ振山神をよそに見て 藤原基俊

いかしはすへき松浦さよ姫

神集嶋

一此嶋は神功皇后こゝにて軍衆をあつめ給ふゆへ神集嶋といふと云々皇后三韓御退治の時船かくりの便にとて波戸を築給ふよし云傳ふさもあるべし此所の波戸人のわざにて築立たるとは見えず

唐津

一朝鮮御陣節秀吉御為居城名護屋に新城を築く後

名古屋之城を當地に移し築之

一高十二万三千石 寺澤志摩守廣高従四位下

一内四万石慶長五年於肥州天草加増寛永十四年死去

一高十二万三千石 寺澤兵庫頭忠高従五位下

寛永十四年家督相續して居之天草一揆以後天草領

四万石被召上依之忠高領知八万三千石

一高八万三千石 大久保加賀守忠季従四位下

兵庫頭忠高没落礼後慶安二年忠季礼給礼寛文十

一高八萬三千石 年死去法名日禪

一高八萬三千石 大久保加賀守忠朝従五位下

1408

寛文十年家督相續忠朝實父大久保右京亮教隆延寶

五年忠朝老中下列同六年轉唐津本知下下総國印

幡郡佐倉の城主下同年從四位下下叙下同八年侍

從下任下

一高七万石 松平和泉守乘久從五位下下

加賀守忠朝依取替延寶六年乘久下給下貞享三年死

去

一高六万八千石 松平和泉守乘春從五位下下

貞享三年家督相續本知の内二千石外下新田二千石

弟西人下配分依之乘春領知六万八千石元禄三年九

月五日死去

一高六万石 松平源次郎乘益下

元禄三年家督相續翌年志摩國鳥羽下所替下

一高七万石 土井周防守利益從五位下下

源次郎依所替周防守利益下給下元禄四年下居之

一唐津初は地切といふ水嶋とは同所の川向の市町を

いふ同所にて天正十四丙戌年三月六日松浦刑部大

輔鎮信畑三河守と合戦する其濫觴を尋るに同年三

月に唐津の同人平戸の田平にて網を引田平の木の

とも見とかめて擲取平戸に渡し成敗す畑是を聞て

安かかぬ事におもひいかさま平戸領の者とも此方
に来かぬ事はあかじ見合次第に何ものによかす討
捨にせよと内々下知して相待處に平戸の士二十四
人地切に来て遊釣する畑か勢おしかけて一々に切
殺し其首に札付て水嶋にさかす此事平戸に隠なく
松浦大きに怒をなし時刻を移さず二千人を率て三
月五日に田平に渡り朝美久里屋より杉の浦にわ
たり畑か居城に押寄る杉の浦より陸路三河守は其
比畑の城に居たりしか此事を聞五日に畑を立て其
夜は鏡に野陣を取て翌日水嶋にて合戦す松浦散々

討負て又杉の浦に引取船に乗て平戸に帰帆するこ
そ無念なれ

松浦 唐津邊の濱邊をいふ松浦と
極ていふべき所もなし

到

一松浦といひ侍る事は日本紀曰火前松浦縣而進食
於玉島里小河之側於是皇后句針為釣取粒為餌抽取
裳糸為緒登河中石上而投之曰朕西方欲求財國若有
成事者河魚飲釣因以擧竿乃獲細鱗魚時皇后曰希見
物也故時人号所曰梅豆羅國今者松浦訛焉
新捨松浦かたもろこしかけて見わたせば御製

波路も八重の末のしふ雲

新古 誰としもしふぬ別のかなしきは 藤原隆信

新勅 まつふの沖をいつる舟人

霞く松浦の沖にこき出て 新勅 藤原隆信

新千 しろこしまての春をさる哉

しろこしの山人今はおしむらん 後鳥羽院

松浦か沖の明かたの月

玉嶋川 松浦里山 松浦郡

一草野の大村といふ所になかる川唐津より二里東

濱崎川の上なり皇右の御腰をかけられし石なりと

あり

風 玉嶋やおちくる鮎の川柳 家隆

續千 下葉よりちる秋風そふく

梅か香や先うつるらん影清き 定家

玉嶋川の水のかくみに

鏡 唐津より一里東鏡の事季は前に

新千 ひみむとおもふ心は松浦なる 紫式部

かみみの神や空にしるらん

しつめけん鏡のかけや是ならん 定家

松浦の川の秋のよの月

肥前國にて方角不知名所

美彌良久嶋

一萬葉十六詞曰肥前國松浦縣美彌良久の崎より發船

直射對馬渡云々五嶋深江の沖を俗にみ

くといふ此所なるべしと云々

みこふくの我日の本の嶋なすは

けふも見かけにあはましものを

俊頼

美彌良久嶋

